

緊急経済対策（仮称）における税制上の措置（案）

令和2年4月3日
自由民主党

新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚なものであることに鑑み、感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。なお、今後の感染症の動向や経済の状況等を踏まえ、必要に応じ適切に対応する。

<具体的な施策>

① 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税及び地方税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例を設ける。

② 欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする。

③ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分

に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

- ④ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。
- ⑤ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加える。
- ⑥ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
政府の自肃要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。
- ⑦ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。
- ⑧ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

⑨ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の不動産取得税の特例措置を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

⑩ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、その課税期間の申告期限までに申請書を提出して税務署長の承認を受けたときは、消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置を講ずる。

⑪ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

⑫ その他所要の措置

納税の猶予制度の特例（案）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日以後における一定の期間（1月以上の任意の期間）において納税者の事業等に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった場合において、その事実に基づき一時に納税することが困難と認められるときには、税務署長は、納税者から納期限までにされた申請に基づき、1年以内の期間を限り、収入減少分までの税額について納税を猶予することができる特別措置を講ずることとする。

地方税についても同様の特別措置を講ずることとする。

（注1）上記の猶予に当たっては、担保の提供は不要とする。

（注2）上記の猶予を受けた国税については、延滞税を全額免除する。

（注3）一時に納税することが困難と認められるか否かの審査に当たっては、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど納税者の置かれた状況に配慮し適切な対応を行うほか、收支状況等を示す書類の提出が難しい場合には口頭による説明を認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

（注4）上記の特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について適用することとする。その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

欠損金の繰戻しによる還付の特例（案）

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等（大規模法人を除く。）の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

（注）大規模法人とは、次の法人をいう。

- ① 各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が10億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社等
- ③ ①又は②に掲げる法人の100%子法人等

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置（案）

中小事業者等が所有する償却資産及び事業の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、令和3年度分に限り、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和2年2月から同年10月までの任意の3月間ににおける当該中小事業者等の売上高（全ての事業の売上高の総額をいう。）が、前年同期間の売上高と比べ30%以上50%未満減少している場合、課税標準を価格に2分の1を乗じて得た額とし、前年同期間の売上高と比べ50%以上減少している場合、課税標準を価格にゼロを乗じて得た額とする。

この措置は令和3年1月31日までに特例の適用がある旨の申告がされた場合に限り適用するものとする。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

（注1）上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう（性風俗関連特殊営業を営む者を除く。）。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。）
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（注2）固定資産税・都市計画税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（案）

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、一定の事業の用に供する家屋及び構築物を加える。

また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

（注1）事業の用に供する家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等と一体となつて導入されるものに限る。

（注2）構築物については、旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもので、販売開始時期が14年以内、一台又は一基の取得価額が120万円以上のものとする。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（案）

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象に、遠隔操作、可視化又は自動制御化に係る要件を満たすことにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附屬設備及びソフトウェアを加える。

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する 払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（案）

(1) 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額（当該金額が20万円を超える場合には20万円）について、所得税における寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

(注) その他の要件等は、所得控除については現行の特定寄附金に係る所得控除と、税額控除については現行の税額控除対象寄附金に係る税額控除とそれぞれ同様とする。

(2) (1)の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金控除の対象とする。

(注1) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は、所得税と同様の上限とする。

(注2) その他の要件等は、現行制度と同様とする。

(別紙 7)

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（案）

自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化（案）

(1) 住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをした個人が、特別特定取得をした家屋を、令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができるなかった場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅ローン控除（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の控除期間の特例（控除期間の3年延長 10年→13年）を適用できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によつて特別特定取得をした家屋への入居が令和2年12月31日後となつたこと
- ② 住宅の新築については令和2年9月30日まで、建売住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等については同年11月30日までに、住宅の新築工事の請負契約、建売住宅若しくは既存住宅の取得に係る売買契約又は増改築等に係る工事の請負契約を締結していること
- ③ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間に当該家屋をその者の居住の用に供すること

(注1) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。

- (注2) その他の要件等は、現行の住宅ローン控除と同様とする。
- (2) 既存住宅の取得をし、かつ、当該既存住宅をその者の居住の用に供する前に当該既存住宅の増改築等をした個人が、当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅ローン控除を適用できることとする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該増改築等をした当該既存住宅への入居が当該取得の日から6月を経過する日後となつたこと
 - ② ①の増改築等に係る工事の請負契約を、当該既存住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日

までに締結していること

③ ②の増改築等に係る工事の終了後6月以内に、当該既存住宅をその者の居住の用に供すること

(注1) 要耐震改修住宅の取得をし、耐震改修をして要耐震改修住宅を居住の用に供した場合に既存住宅の取得とみなす特例における要耐震改修住宅の取得の日から6月以内に居住の用に供することの要件についても同様の措置を講ずる。

(注2) その他の要件等は、現行の住宅ローン控除と同様とする。

(3) 所得税において、上記(1)及び(2)の特例の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で減額する。

また、この適用要件の弾力化による個人住民税の措置分については、現行制度と同様、全額国費で対応する。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（案）

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずる。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなつた日が当該取得の日から6月を経過する日後となつたこと。

(2) (1)の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。

(3) (2)の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。

(注) 令和3年度末入居分までの特例措置

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（案）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間のうち一定の期間（1月以上の任意の期間）において収入が著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した事業者が、その収入が著しく減少した期間の属する課税期間において消費税の課税事業者の選択を変更する必要が生じた場合において、その課税期間の確定申告書の提出期限までにその必要が生じた旨の申請書を税務署長に提出し、承認を受けたときは、その選択の変更を認める等の措置を講ずる。また、当該承認を受けたときは、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用しない。

(注) 上記の特例は、施行日以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用する。

特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税（案）

公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が新型コロナウイルス感染症の発生によりその経営に影響を受けた事業者に対してもう金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととする。

（注1）ここでいう特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行うもの。

（注2）施行日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付を行う。